

中部大学サッカースクール×風間八宏監修トラウマトレーニング規約

第1条（名称）

本団体は、「中部大学サッカースクール×風間八宏監修トラウマトレーニング」（以下「本スクール」という。）と称する。

第2条（所在地）

- ①本スクールの運営事務局は、愛知県春日井市松本町 1200 番地（中部大学地域連携センター内）に所在地を置く。
- ②主たる活動場所は、中部大学メイングラウンド等とする。

第3条（目的）

本スクールは、サッカーにおける選手個々の技術、発想の向上を目指すと同時に、自主性を育てることを目的とする。

第4条（入会資格）

本スクールに入会できる者は、小学1年生から中学3年生までとし、本スクールの目的に賛同し本規約を確認のうえ、これを遵守することを承諾し、かつ健全な健康状態で、本スクールが入会に適すると認めた者とする。

第5条（親権者（保護者）の同意）

本スクールに入会を希望する者は、親権者（保護者）の同意を得なければならないものとする。

第6条（入会手続き）

- ①本スクールに入会を希望する者は、所定の手続きに基づき、申込みを行うものとする。
- ②入会の申込みは、随時行うものとする。
- ③本スクールに入会した者（以下「スクール生」という。）は、入会手続きによる所定の必要な事項に変更が生じた時は、すみやかにその旨を本スクールに届けるものとする。

第7条（月会費）

スクール生は、所定の月会費（保険料含む。）を納入するものとする。

第8条（月会費の納入方法）

- ①月会費の納入は、翌月分会費を毎月 27 日までに口座引き落とし（口座振替）で納入する前納制とする。また、口座引き落とし（口座振替）に係る振替手数料はスクール生負担とする。
- ②原則、現金の取り扱いは行わないものとする。

第9条（月会費の不返納）

一旦納入された月会費は、入会不許可及び退会の場合を除き、返金しないものとする。

第10条（除名等）

本スクールは、スクール生が次号の1つでも該当するときは、スクール生資格を一時停止、または、除名することができるものとする。

- ①月会費の支払いを滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合
- ②本スクールの運営を故意に妨害した場合
- ③本規約に違反した場合
- ④本スクールにおいて、無断欠席が1ヶ月続いた場合
- ⑤スクール生としてふさわしくないと本スクール代表者（中部大学地域連携センター長）が認めた場合

第11条（活動日程）

活動日程は、ホームページ等の掲載内容に従う。原則、ホームページ等の掲載内容のとおり運営するが、急な変更がある場合は、スクール開始の1時間前までにホームページ、又はメール配信等により知らせる。

第12条（振替制度）

- ①悪天候により中止になった場合の振替は可能な範囲で本スクールが指定した振替日に対応するものとする。
- ②無断欠席の場合の振替は適用されないものとする。また、振替制度は練習回数を保証するものではない。

第13条（免責）

- ①スクール生は、本スクールの活動において、本スクールコーチの指示に従い、自己責任において行動するものとし、盗難、傷害その他事故についても、中部大学、本スクール及びコーチ等に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
- ②駐車場におけるトラブル等に関しても同様とする。

第14条（保険）

スクール生は、入会と共にチャブ損害保険株式会社の団体総合補償制度費用保険ジュニスポ安全補償制度に加入する。加入手続きは有限会社アハト風間が行い、申請は所定の方法にてスクール生が行うものとする。傷害事故の場合における補償は、加入する保険会社の規約通りとする。

第15条（負傷者の処置）

スクール生が練習時または試合時に負傷した場合には、本スクールが応急処置を施すが、その後の治療、入院、通院等については、本スクールは、責任を負わないものとする。

第16条（休会・退会）

- ①長期の怪我や病気等の理由で、本スクールが休会の必要性を認めた場合のみ、休会ができるものとする。
- ②その場合、本スクールに届け出て、休会届を提出すれば、休会できるものとする。
- ③本スクールを退会する場合、スクール生は、前月の20日までに本スクールに退会届を提出するものとする。翌月の月会費は一旦口座引き落とし（口座振替）で納入後、スクール生の指定口座に返金するものとする。

第17条（写真・映像の使用）

本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像を、本スクール、中部大学及び中部大学サッカー部のホームページ及びInstagram、Twitter、YouTube、運営その他プロモーション等に使用する場合がある。

第18条（個人情報の取扱い）

個人情報は、本スクールの活動目的以外には使用しないものとする。

第19条（雑則）

最新の規約については、本スクールのホームページに記載するものとする。

第20条（規約の改正）

本スクール規約は、随時改正することができるものとする。

附則

本規約は、2022年 5月20日より発効するものとする。